

## 尼崎市立学校の施設等の使用に関する要綱

令和8年4月1日施行

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市立学校の対象施設の使用の許可に関する規則（令和8年尼崎市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条第1号、第3条各号列記以外の部分及び第2号、第4条第1項第1号及び第4号、第6条、第7条第3号、第10条並びに第11条の規定に基づき、規則の施行について必要な事項を定めるほか、市の機関等が対象施設を使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市の機関等」とは、規則第3条各号のいずれかに該当する者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、規則における用語の意義による。

(対象施設)

第3条 規則第2条第1号の教育委員会が定めるものは、次表の左欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設とする。

学校	施設
尼崎市立小学校（以下「市立小学校」という。）	教室（学校長が使用を認めるものに限る。以下同じ。）、運動場、体育館、プールその他その学校長が使用を認める施設
尼崎市立中学校（以下「市立中学校」という。）	教室、運動場、テニスコート、体育館、プールその他その学校長が使用を認める施設
尼崎市立尼崎高等学校及び 尼崎市立尼崎双星高等学校	教室、運動場、テニスコート、体育館、プールその他その学校長が使用を認める施設
尼崎市立琴ノ浦高等学校	教室、運動場その他その学校長が使用を認める施設
尼崎市立特別支援学校	教室、体育館その他その学校長が使用を認める施設
市立幼稚園	教室、園庭その他その学校長が使用を認める施設

(市の機関等の業務のうち使用許可の対象となるもの)

第4条 規則第3条の教育委員会が定めるものは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定による個人演説会の開催を目的とした尼崎市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）による対象施設（設備を含む。）の使用で、公職の候補者1人につき同一の学校における2回目以降のもの（以下「個人演説会2回目以降使用」という。）とする。

(使用許可の対象外となる者で教育委員会が定めるもの)

第5条 規則第3条第2号の教育委員会が定める者は、次のとおりとする。

- (1) 地域学校協働本部（その下部の組織を含む。以下同じ。）でその市立小学校の児童又は市立中学校の生徒の学びに資する活動を行うもの
- (2) 各市立中学校の指導監督の下で行われていたその生徒のクラブ活動に代わる活動の機

会をその生徒に提供する活動を行う団体で次のいずれかに該当するもの

ア 尼崎市版地域クラブ活動事務局（以下「地域クラブ活動事務局」という。）

イ 地域クラブ活動事務局が設置し、及び運営する団体

ウ 地域クラブ活動事務局からその設置及び運営の支援を受けている団体

（社会教育関係団体で教育委員会の登録を受けているもののうち使用許可の対象外となるもの）

第6条 規則第4条第1項第1号の教育委員会が定める者は、地域クラブ活動事務局とする。

（使用の予定表の作成）

第7条 学校長は、対象施設を使用させる日時の予定表を作成するものとする。

（事前確認等）

第8条 学校長は、その所管する学校の対象施設の使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）から、その使用を希望する対象施設、その使用の内容及び日時その他の必要事項を聞き取った上で、次に掲げる事項を告げるとともに、前条の規定により作成した予定表を確認して、その使用が可能であるか否かを確認するものとする。

(1) その使用が規則第4条第1項各号のいずれかに該当しなければならないこと。

(2) その使用が規則第5条各号のいずれにも該当してはならないこと。

2 学校長は、催事の内容が判明しないときその他必要があると認めるときは、必要な説明又は書類の提出を求めることができる。

3 学校長は、第1項の規定による予定表の確認により、同項の使用の時間帯の全部又は一部と他者の使用の時間帯とが重複する可能性があるとして認めるときは、必要な調整を行うことができる。

4 学校長は、前各項の規定による行為を行った結果、その使用希望者に対し使用許可を行うことが可能であると認めるときは、その旨を使用希望者に告知するものとする。

（使用許可の申請等）

第9条 使用希望者は、前条第4項の規定による告知を受けたときは、尼崎市立学校対象施設使用許可申請書（市教委あて）（第1号様式。以下「市教委あて許可申請書」という。）（第20条各号のいずれかに該当する使用にあつては、尼崎市立学校対象施設使用許可申請書（学校長あて）（第1号様式の2。以下「学校長あて許可申請書」という。））に次の各号に掲げる事項を記載して、教育委員会（学校長あて許可申請書にあつては、学校長）に提出しなければならない。

(1) 申請を行った者（以下「申請者」という。）の住所及び名前（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあつては、所在地並びに名称並びに代表者の肩書及び名前）

(2) 申請における担当者の名前及び連絡先

(3) 使用を希望する対象施設

(4) 希望する使用の日時

(5) 使用の目的

(6) 参集人数

(7) 催事における入場料、参加料、会費、資料代等の金銭（以下「入場料等」という。）の徴収の有無

(8) 使用における責任者の住所、名前及び連絡先

(9) その他学校長が指示する事項

2 前項の規定による市教委あて許可申請書の提出は、学校長が受け付けるものとする。

3 第1項の規定による提出の期間は、同項第4号の日（複数の日に連続で使用するときは、その初日。以下「使用日」という。）の2月前（第12条第5号に該当する使用にあつては、12月前）の日の属する月の初日から当該使用日の3日前までの間とする。

4 学校長は、次のいずれかに該当していると認めるときは、申請者に対し、当該号に定める書類の提出を求めるものとする。

(1) 前項第7号に掲げる事項において入場料等の徴収が予定されていると認めるとき 収支計画書（第2号様式）

(2) 第13条第2号に該当する可能性があるとき 同号の事業を明示する書類

5 前項に規定するもののほか、学校長は、催事の内容が判明しないときその他必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な説明又は書類の提出を求めることができる。

6 市教委あて許可申請書は、第2項の規定により学校長がその提出を受け付けた時点で教育委員会に到達したものとみなす。

（市教委あて許可申請書の教育委員会への送付）

第10条 学校長は、前条第2項の規定により市教委あて許可申請書の提出を受け付けたときは、速やかに、当該市教委あて許可申請書（同条第4項及び第5項の規定による提出の求めにより提出された書類を含む。）の原本を教育委員会事務局学校教育部学事企画課長（以下「学事企画課長」という。）に送付するものとする。

（使用許可等）

第11条 教育委員会は、前条の規定による市教委あて許可申請書の送付を受けたときは、速やかに審査を行い、対象施設の使用許可を行ったときは、尼崎市立学校対象施設使用許可書（市教委発）（第3号様式）をその申請者に交付するものとする。

2 学校長は、第9条第1項の規定による学校長あて許可申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、対象施設の使用許可を行ったときは、尼崎市立学校対象施設使用許可書（学校長発）（第3号様式の2）をその申請者に交付するものとする。

3 学校長は、第1項の規定により使用許可が行われる場合又は前項の規定により使用許可を行うに限り、その申請者の申立てにより、その学校の施設等のうち使用施設以外の施設、設備又は物品で使用施設の使用に必要と認められるものを貸与し、又はその使用を認めることができる。

（その他教育委員会が認める使用）

第12条 規則第4条第1項第4号の教育委員会が定める使用は、次のとおりとする。ただし、同項第1号に掲げる使用を行う者が次の各号のいずれかに該当する使用を行うときは、この限りでない。

(1) 学校の教職員による使用で教育実践上の研究を目的とするもの（業務によるもの及び第7号に掲げる使用を除く。）

(2) 法人等が市又は教育委員会を共催者として行事を開催するための使用

(3) 公共団体（独立行政法人、公共組合等をいい、国及び地方公共団体を除く。）、公共

的団体（商工会議所、農業協同組合、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人等をいい、その支部、分会その他の下部組織を含む。）が公益を目的とした事業を実施するための使用

- (4) 市域内の育成団体（学校の創立記念式典、祭典等の市域内の公益性のある行事の実行委員会及び町内会、こども会、婦人会、老人会、ライオンズクラブその他の団体で住民間の交流又は互助、住民の健康又は学び、地域の安全、美化又は活性化等を目的とする事業を実施するものをいう。）がその行事又は事業を実施するための使用
- (5) 市域内に校舎、園舎等が設置されている小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、保育所、幼稚園、認定こども園、幼保連携型認定こども園等（いずれも市が設置したものを除く。）が運動会等の定例的な行事を開催するための使用
- (6) その学校の地域学校協働本部による活動で第5条の活動及び社会教育に関する活動以外のものとしての使用
- (7) 学校の教職員を構成員とする職員団体又は労働組合が教育実践上の研究を目的とした集会（あらかじめ教育委員会が承認したものに限る。）を開催するための使用
- (8) その学校の同窓会による使用で教育活動の一環としてのもの
- (9) 尼崎市議会議員又は市域を選挙区として選出された国会議員若しくは兵庫県議会議員が尼崎市民向けに議会又は国会の議事内容を報告することを目的とした集会を開催するための使用
- (10) 尼崎市商工会議所等が資格付与を目的とした検定試験又は講習会を開催するための使用
- (11) 個人演説会2回目以降使用
- (12) 前各号に掲げるもののほか、その半数以上が市民又は事業者（市域内に事務所等を有するものに限る。）により構成されている団体による使用で学校の用途又は設立目的を妨げないと教育委員会が認めるもの

（営利目的とみなされる場合）

第13条 規則第5条第3号の営利を目的とするときは、次のとおりとする。

- (1) 催事において参加者等から入場料等の金銭を徴する場合で、その額の合計の見込み額が当該催事に要する経費の見込み額を超えることが見込まれるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、催事が株式会社等の事業その他利潤の確保を目的とする事業に係るものであるとき。

（学校の施設の用途又は設立目的を妨げると教育委員会が認めるとき）

第14条 規則第5条第4号の学校の施設の用途又は設立目的を妨げると教育委員会が認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 宗教上の団体が宗教上の行事を開催するとき。
- (2) 政党、地方公共団体の議会の会派その他これらに準ずる団体又は公選の議員その他の者が政治上の意見を主張し、又は国政、地方行政、政党若しくは会派団体等の施策、方針等を推進し、支持し、批判し、若しくは反対するための活動（公職選挙法第161条第1項の規定により開催される個人演説会、政党演説会又は政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）における活動を除く。）を目的として使用するとき。

- (3) 職員団体又は労働組合が要求する団体交渉その他これに準ずる会議を目的として使用する時。
- (4) 争議、紛争等において人員を集合させるとき。
- (5) 遊興を目的として使用する時。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、催事について学校教育の場を使用するのにふさわしくないと教育委員会が認めるとき。

(施設等の管理上支障があると教育委員会が認めるとき)

第15条 規則第5条第8号の施設等の管理上支障があると教育委員会が認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 使用しようとする対象施設又はその学校の校舎若しくは正門等の施設、開錠等の業務を担当する教職員（当該教職員が不在である場合に備えて市から当該業務の委託を受けた者の従事員を含む。）が不在となる時。
- (2) 使用しようとする対象施設の破損又は改修等により通常の使用が困難である時。
- (3) 使用しようとする対象施設以外の施設等の破損又は改修等により当該対象施設の使用が困難である時。

(対象施設の使用を可能とする日等)

第16条 規則第6条の対象施設の使用を可能とする日は、12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日とする。

- 2 規則第6条の対象施設の使用を可能とする時間は、前項に規定する対象施設の使用を可能とする日（以下「使用可能日」という。）の午前9時から午後8時までとする。
- 3 教育委員会又は学校長は、対象施設の全部又は一部について、使用可能日のいずれかにおいて、その学校における授業、行事等の実施その他当該学校の施設等の管理の都合により使用可能の対象から外し、若しくは前項に規定する時間（以下「使用可能時間」という。）を変更し、又は対象施設の使用の態様により使用可能時間を変更することができる。

(施設等のうち使用施設以外のもので使用又は立入りが禁止されていないもの)

第17条 規則第7条第3号の教育委員会が定める施設等は、第11条第3項の規定により貸与され、又は使用が認められた施設等とする。

(使用許可の取消しの通知)

第18条 規則第8条の規定による取消しは、尼崎市立学校対象施設使用許可取消通知書（市教委発）（第4号様式）（第20条各号のいずれかに該当する使用に係る使用許可の取消しにあっては、尼崎市立学校対象施設使用許可取消通知書（学校長発）（第4号様式の2））を使用者に送付することにより行うものとする。ただし、次条第1項第2号、第4号又は第5号のいずれかによる取消しについては、口頭においても行うことができる。

(使用許可の取消しについてやむを得ない理由等)

第19条 規則第8条第5号の教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) その学校が授業、行事等によりその使用施設を使用しなければならなくなった時。
- (2) 地震等の災害その他の非常変災により、その使用施設が、別に定めるところにより開設される避難所として使用されることになった時。

- (3) 任期満了以外の理由により公職選挙法の規定により選挙が行われる場合において、同法第39条の規定により設けられる投票所として使用施設が必要になり、当該使用施設以外の施設を確保することが著しく困難であると選挙管理委員会及び教育委員会が認めるとき。
  - (4) 雨天その他非常変災により対象施設を使用することができなくなったとき。
  - (5) 使用者が使用許可を受けた後にその使用を辞退したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、その使用施設について教育委員会（次条各号のいずれかに該当する使用にあつては、学校長）が錯誤により使用許可を行ったとき。
- 2 教育委員会は、規則第8条第5号に該当することによる使用許可の取消しのうち前項第1号又は第6号のいずれかに該当することによるものについては、慎重に検討して行うものとし、やむを得ずその取消しを行おうとするときは、使用者に配慮して、その学校における他の日時又は他の学校における対象施設の確保に努めるものとする。
- 3 教育委員会（次条各号のいずれかに該当する使用にあつては、学校長）は、第1項第5号に該当するときは、その使用者に対し、尼崎市立学校対象施設許可申請取下書（市教委あて）（第5号様式）（同条各号のいずれかに該当する使用の辞退にあつては、尼崎市立学校対象施設許可申請取下書（学校長あて）（第5号様式の2））の提出を求めるものとする。

（規則第10条第1項の規定による委任を受けた学校長が行う使用許可）

第20条 規則第10条第1項の教育委員会が定めるものは、次に掲げる使用に係る使用許可とする。

- (1) 規則第4条第1項第1号に掲げる使用のうち、その学校のPTAによる使用で教育活動の一環としてのもの
- (2) 規則第4条第1項第4号に掲げる使用のうち次のいずれかに該当するもの（同項第1号に該当する使用を行う者が次のいずれかに該当する使用を行う場合の当該使用を含む。）
  - ア 第12条第4号に該当する使用のうち、運動会の開催その他の体育活動（スポーツ施設使用規則第4条第1項の規定により許可を受けての使用に係る活動を除く。）を目的とした運動場（幼稚園にあつては、園庭）又は体育館の使用
  - イ 第12条第5号に該当する使用
  - ウ 第12条第6号又は第8号のいずれかに該当する使用

（学校長が行った使用許可等についての学事企画課長等への報告）

第21条 規則第10条第2項（第1号に限る。）の規定による教育委員会への報告は、第9条第1項の規定により提出された学校長あて許可申請書で次の各号に掲げる事項が明示されているもの（同条第4項及び第5項の規定による提出の求めにより提出された書類を含む。以下「学校長あて許可申請書等」という。）の写しを学事企画課長に提出することにより行うものとする。

- (1) 学校長が受け付けた日
- (2) 学校長が許可した日
- (3) 学校長の決裁による印影
- (4) その他あらかじめ教育委員会が指示した事項

2 規則第10条第2項(第2号に限る。)の規定による教育委員会への報告は、第18条の規定により送付する尼崎市立学校対象施設使用許可取消通知書(学校長発)の写しを学事企画課長に送付することにより行うものとする。

(市の機関等による使用)

第22条 市の機関等は、対象施設を使用しようとするときは、尼崎市立学校対象施設使用願(第6号様式)に必要事項を記載して、その学校長に提出するものとする。

2 前項の学校長は、同項の規定による願いがあった場合において、その使用を承認するときは、当該願いを行った者に対し、尼崎市立学校対象施設使用承認書(第7号様式)を交付するものとする。

3 学校長は、対象施設の管理上必要な限度において、前項の規定による承認に条件を付することができる。

4 学校長は、第2項の規定により対象施設の使用を承認する場合は、その承認を受けた者の申立てにより、その学校の施設等のうち当該承認に係る対象施設以外のもので当該対象施設の使用に必要と認められるものを貸与し、又はその使用を認めることができる。

5 前各項の規定は、対象施設の使用で個人演説会等の開催を目的としたもの(個人演説会2回目以降使用を除く。)についても適用する。この場合において、第1項中「市の機関等」とあるのは「選挙管理委員会」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項の規定により読み替えて適用する前項」と、「当該願いを行った者」とあるのは「選挙管理委員会」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項の規定により読み替えて適用する前項」と、前項中「第2項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用する第2項」と、「その承認を受けた者」とあるのは「選挙管理委員会」とする。

(避難所としての使用)

第23条 前条第1項から第4項までの規定は、地震等の災害その他の非常変災により別に定めるところにより開設される避難所(以下「避難所」という。)として対象施設が使用されようとするときは、適用しない。

2 学校長は、対象施設が避難所として使用されるときは、その学校の施設等のうち当該対象施設以外のもので当該対象施設の使用に必要と認められるものを貸与し、又はその使用を認めることができる。

(施行の細目)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、学事企画課長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、規則の施行の日から施行する。

(尼崎市立学校施設目的外使用規則の運用細目の廃止)

2 尼崎市立学校施設目的外使用規則の運用細目(昭和56年10月1日適用)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日以後においても次に掲げる書類が提出されたときは、当該号に定め

る提出があったものとみなす。

- (1) 尼崎市立学校施設目的外使用申請書（教育委員会許可） 第9条第1項の規定による市教委あて許可申請書の提出（市の機関等から提出されたときは、第22条第1項の規定による尼崎市立学校対象施設使用願の提出。次号において同じ。）
- (2) 尼崎市立学校施設目的外使用申請書（学校長許可） 第9条第1項の規定による学校長あて許可申請書の提出